

「城陽市競争入札等参加者の指名停止に係る商号等の公表方法等について」

(趣旨)

第1条 城陽市競争入札等参加者の指名停止に関する規則（以下「規則」という）第12条の規定により、市長が指名停止を行った有資格業者の商号等の公表（以下「公表」という）の方法に必要な事項を定めるものとする。

(公表事項)

第2条 公表する事項は次のとおりとする。

- (1) 指名停止を受けた有資格業者（以下「指名停止業者」という。）の商号又は名称
- (2) 指名停止業者の主たる営業所の所在地（市区町村名とする。）
- (3) 指名停止の期間及び理由（規則別表の該当号及びその見出し）

(公表方法)

第3条 公表の方法は、前条の公表事項を記載した文書を契約主管課において閲覧に供するとともに、同事項を城陽市のホームページへ掲載して行うものとする。ただし、指名停止業者が個人事業者である場合においては、当分の間、城陽市のホームページには同事項を掲載しないものとする。

(公表期間)

第4条 公表は、指名停止を行った場合において速やかに開始し、指名停止の期間が満了した日の属する月の末日まで行うこととする。

附 則

この公表方法等は平成19年（2007年）10月1日から施行する。